

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度朝霞市青少年問題協議会	
開 催 日 時	令和3年2月9日(火)	午後 2時00分から 午後 3時06分まで
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	委員 富岡会長、福川委員、山口委員、關野委員、麦田委員、 神頭委員、高橋委員、三好委員、松尾委員、田中委員、 石川委員、小暮委員、藤井委員、金子委員、 鈴木修司委員、鈴木千栄子委員、奥田委員、要害委員 こども未来課 田中課長、新井課長補佐、 榎本専門員、高橋主事 埼玉県県民生活部青少年課 唐仁原主幹 朝霞警察署生活安全課 宮川課長	
会 議 内 容	議題 （1）青少年健全育成とSNS被害について （2）朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向について	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 朝霞市青少年問題協議会設置条例 ・ 委員名簿 ・ 傍聴要領 ・ 青少年健全育成とSNS被害について ・ 朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向 ・ 犯罪情勢と治安回復に向けた警察の取組 ・ 令和2年度青少年健全育成事業概要 	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 各委員による内容確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴人 0人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【田中課長】

皆様、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまから令和2年度朝霞市青少年問題協議会を開会いたします。
はじめに、本協議会の会長であります富岡市長より御挨拶申し上げます。

（富岡会長挨拶）

【田中課長】

ありがとうございました。
議事に入ります前に、本日の会議資料について確認をさせていただきます。

（資料確認）

【田中課長】

不足の資料がございましたら、お知らせいただけますでしょうか。
なお、参考資料「令和2年度青少年健全育成事業概要」につきましては、令和2年度に実施、予定されている事業について、1月に全庁に照会し、作成したものです。18の所管課から回答をいただき、児童館を含む271事業について掲載をしております。本日の会議では時間の都合上使用いたしません、参考資料としていただければと存じます。
それでは、お手元の資料2「委員名簿」を御覧ください。
新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。富岡市長には、先ほど挨拶をしていただきましたので、福川委員からお座りの順にお願いします。

（委員 自己紹介）

【田中課長】

ありがとうございました。
なお、本日の開催にあたりまして、米山委員、湯尾委員、土橋委員からは欠席との御連絡を頂いております。
次に、本日の議題について、説明をしてくださる方を、御紹介させていただきます。
議題（1）青少年健全育成とSNS被害についてを御説明いただくため、埼玉県県民生活部青少年課主幹の唐仁原哲也様にお越しいただいております。よろしくをお願いいたします。
また、議題（2）朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向についてを御説明いた

だくため、朝霞警察署生活安全課長の宮川文夫様にお越しいただいております。
よろしくお願いいいたします。

次に、事務局を紹介いたします。

(事務局紹介)

【田中課長】

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、朝霞市青少年問題協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、富岡市長にお願いしたいと存じます。

【富岡議長】

それでは、規定によりまして、議長の職を務めさせていただきます。

議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の会議の公開についてでございますが、本市の市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、非公開に該当とする部分はありませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。

会議の途中でも傍聴を希望される方がいらっしゃった場合には、傍聴要領に沿って、入場していただきますので、御了承ください。

それでは議題（1）青少年健全育成とSNS被害について、御説明をお願いいたします。

【唐仁原主幹】

皆さんこんにちは。埼玉県青少年課で企画・非行防止担当をしております唐仁原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は青少年健全育成とSNS被害ということでお時間頂きましたので、説明させていただきたいと思えます。本日は、資料4に基づいてお話いたします。資料に入っていないものもスライドに入っていますので、前のパワーポイントを御覧いただければと思えます。

1 ページ目を御覧ください。青少年に関わるSNSの問題についてですが、おおまかに挙げただけでもこれほどございます。この中にさらに細かい様々な問題がありますが、本日は1番の犯罪被害防止と、2番の非行問題について、こちらに特化した内容ということでお話しさせていただきたいと思えます。

それでは資料の2 ページ目、まずSNS利用に起因する犯罪被害の現状について説明させていただきます。埼玉県教育委員会が公立小・中学校、高校でそれぞれ小学校6年生・中学校2年生・高校2年生を選出して調査した、スマートフォンに関する調査を元に作成した資料になります。グラフの右側が令和元年度、左側が平成30年度になっています。この2年だけを見ても、所持率がそれぞれの年齢で上がっていることが分かるかと思えます。これはスマートフ

オンだけの数字ですので、携帯ゲーム機ですとかタブレットなど、SNSが利用可能なほかのインターネット接続機器を含めると更に上がります。小学校6年生で59.7%以上、中学校2年生で84.8%以上、高校2年生になると98.7%以上の子がスマートフォン、またはインターネットに接続できる機器を自分の物として持っているという現状になります。

次のページは、フィルタリング使用率の調査で、こちらも同じく県の調査になります。小学校6年生で72.6%、中学校2年生で69.6%、高校2年生で46.3%と、年齢が上がるにつれてフィルタリングの使用率が下がっています。

次に、SNSに起因する犯罪被害の状況について説明いたします。スマートフォンや携帯ゲーム機など、インターネットに接続できる機器を持つ子どもが増えるにつれ、被害児童数が増加傾向にあります。これは埼玉県内の1年の被害児童の数値になります。令和元年中は168件、平成27年と比べる2倍以上の数値と、大幅に増えていることが分かります。昨年、令和2年中の数値は確定値が発表されていませんが、おそらく同等の数か、それ以上の増加傾向にあることが見込まれている状況です。

4ページを御覧ください。SNSに起因する犯罪被害者は、どの年代の子が多いのかという資料になります。中高生が約9割で、この年代の被害をいかに抑え込むかということが重要となってきます。続いて、どういった犯罪被害が多いのかというと、最も多いのが児童ポルノで、47.6%と約半数です。この中では、自画撮りの被害が増加しております。その次に多いのが、青少年健全育成条例違反で、これはSNSで知り合った相手とみだらな性行為をしたり、深夜に連れ回されたりする被害になります。次に多いのが、児童買春の被害です。これは現金などを与えたり、または与える約束をして児童と性行為をするというようなことになります。4番目はその他ということになってしまっているのですが、これは略取誘拐や強制性交で、一定数このようなという重要犯罪に巻き込まれている状況でございます。

5ページを御覧ください。被害児童が使用していたSNSで最も多かったのがツイッターでした。その次がひま部というSNSで、これは児童生徒に非常に多く使われていたSNSでしたが、今はサービスを停止しております。その他、インスタですとかフェイスブックといった大手のSNSで被害に遭うケースもありますし、モンスターハンターや、荒野行動というオンラインゲームの中で、別のプレイヤーとのメッセージのやり取りをして、そこから出会い、被害に遭ってしまうこともあります。被害児童の約9割はフィルタリング未使用で、フィルタリングを使っていれば、メッセージ機能の利用や、年齢によってはSNS使用そのものがないといったフィルタリングもありますので、使っていれば被害に遭わなかったのではないかとこのケースがかなり多いところではあります。

6ページを御覧ください。SNSに起因する被害の中で最近特に問題となっている2つの事柄について説明いたします。まずは自画撮りによる児童ポルノ

被害についてです。自画撮りというのは、ネット上で知り合った人に限らず、騙されたり脅されたりして、青少年が自分自身で裸を撮影させられた上に、メールなどで画像を送信させられるという被害になります。これは児童ポルノ被害の半数を占め、割合的にはかなり多くなっています。具体的にはどんな事例があるのかというと、まずはなりすまし被害で、ある女の子が、同性かと思っ て SNS で知り合った相手に「私、胸が小さいのが悩みなんだ」といったように悩みを相談し、相手の方から「じゃあ胸の写真送ってよ、私も送るよ」と言われて安心して自分の胸の写真を送ったところ、実は相手は男の人だった、そしてそのままネット上に拡散されてしまった事例がありました。ほかに典型的なものとしては、SNS で知り合ったカッコいい男性とやり取りをする中で、「裸の写真送って」と言われ、嫌われたくなくて仕方なく自分の裸の写真を送ってしまうなど、威迫、誘惑等による被害も結構多くなっています。そのほかにも男子児童が、「性器の写っている写真を送ってくれたら電子マネーを送ってあげるよ」と言われ、自分の性器の写真を送ってしまった事例ですとか、SNS で知り合った男女がお互いに自分の性器を撮影して送り合うというような被害もあり、女の子だけではなく、男の子も自画撮りの被害が多くなっている現状がございます。

8 ページ目を御覧ください。次は SNS に起因する誘拐被害についてです。昨年発生したものから3つほど例として挙げさせていただきました。1つ目は、2ヶ月間も10代の少女を自宅に住まわせていたというもの、2つ目については、福島県内の15歳の女の子を誘惑し、自宅で過ごさせたというもの、3つ目の事件については、自宅に連れ込みわいせつな行為をした事案です。全て被害者は保護されて、被疑者も逮捕されています。最近新聞などでも、連日こういった児童誘拐により逮捕されたという報道がありますが、誘拐というと、昔は犯人が被害者の女の子に声をかけて連れ去ったものが多かったのですが、今はインターネットというツールを使って、簡単に被害者をおびき寄せることができるようになりました。被害者が自分の所に、自分の足で来てくれるということで、加害者側も凶悪犯罪だというハードルが下がり、安易に犯行に及ぶ者が多い印象を受けます。ちなみに暫定ですが、県警の発表によると昨年中に略取誘拐人身売買の被害は42件あったそうで、前年よりも29件、倍以上に増えたということです。そのうち未成年者の被害は33件で、42件中33件なので、ほぼ未成年者が誘拐等の被害に遭っている、そして SNS で知り合った相手に誘われて被害に遭うケースが目立っています。8 ページ目の下段のグラフは、子どもたちがネット上で知り合った人に会うことについてどう考えているのかという調査です。これは県警本部のサイバー犯罪対策課が中高生を対象に、平成30年度に実施した調査でございます。1番目が会いたかったら会って良い、2番目が条件を満たせば会っても良い、3番目は会わない方が良い、となっています。会いたかったら会って良い、条件を満たせば会って良いと考えている子は中学生で2割強、高校生でいうと半数が会っても良いのではないかと考えているということが分かります。条件を満たせば会っても良いという

ところですが、インターネットを通じて出会うとはいっても、それが同じ学校の人だったり、複数人で会えばいいのではないかという、比較的危険性が低く、それなら会っても大丈夫なのかなと思えるケースもあれば、趣味が同じだから大丈夫、写メ交換したから大丈夫、同じ性別だから大丈夫、といったように、本人と会ってもいない、電話で話もしていない、全く本人確認ができない状態であっても相手のことを知った気になり安全だと考えてしまっているケースもあるようです。全く安全ではない条件でも、条件を満たせば会っても良いの中に含まれてしまっています。

9 ページ目を御覧ください。同じくサイバー犯罪対策課の調査ですが、他人と交流できるアプリやサイトで知り合った人と実際に会ったことがありますか、という調査です。「ある」と答えた中学生は6.1%、高校生が17.0%で、「ある」と答えた人のうち、自分より年上の人、大学生や成人と会ったと回答した数は、中学生が133人、高校生が827人と、複数回答なので純粋な実人数とは違うかもしれませんが、一定数いるというところです。更にいうと、大学生や成人と会った中学生は133人とありましたが、そのうち異性の相手と会ったのは46人と3分の1程度、高校生でも3分の1程度は異性の人と会ったと回答しております。

埼玉県内の中高生の年代はそれぞれ18万人から19万人ぐらいいるということですので、この数を当てはめていくと、中学生で約1万1千人、高校生で3万人を超える子どもがネット上で知り合った人と実際に会っていることになります。3万人の中で、更に一定数の割合で異性の大人と会っている子もいるので、かなりの数の子どもたちが親の知っているところか、知らないところかは分からないのですが、大人の異性と相手と会っているということが伺えるのではないのでしょうか。

続いては、資料には載っていませんのでスライドの方を御覧ください。SNSで誘拐される現状について御紹介しようと思います。これは自分のスマートフォンで「家出少女」というキーワードを入れて検索したものです。すぐに書き込みが表示されます。「誰か今夜泊めてください」、「なかなか泊めてくれる人が見つかりません」というような書き込みです。ここに、ツイッターなどで自分の知りたい情報を検索するときに使うハッシュタグが使われていて、どれも「#家出少女」と入っています。このように、書き込んでる人が家出をしたいんだというのを暗に匂わせている書き込みが非常にたくさん出てきます。これは別のツイートですが、「誰か優しい人泊めてほしいな」という家出少女のつぶやきに、「よかったらすぐにダイレクトメールで連絡ください」や「いいよ、僕の家」などと、了承するような内容のツイートが出てきます。こういうツイートを出してる人がどこまで本気なのか分からないですし、元々の書き込み主が未成年の女の子であっても泊めるつもりがあるのかはこの書き込みからだけでは分かりませんが、こういったやりとりは探す労力を使わなくてもすぐ出てきます。実際に誘拐被害にあった子たちは、こういったツイッターの書き込みをきっかけに被害に遭っていることがとても多い、というような内容になって

おり、非常に怖い状況です。

資料に戻り、SNSを使った誘拐事件の流れについて説明いたします。まず家出希望の趣旨を子どもたちが投稿します。加害者は、自分の手元に女の子を呼び寄せたい、女の子とわいせつなことをしたいと思っておりますので、こういうツイッターをよく見て品定めしていることが伺えます。投稿を閲覧した後に被害者の女の子に対してダイレクトメールで連絡し、その後、ラインやその他のSNSを使ってやり取りをするという形で連絡を取ります。そこで被害者と加害者は詳細な連絡を取り、被害者自らが加害者のところに会いに行くという形になります。この際に、加害者から偽装工作や証拠隠滅の指示があることもあります。例えば、位置情報から警察に捜査されることを恐れて、新しいスマートフォンをあげるから自分のスマートフォンを家に置いて来るよう指示したり、帽子とサングラスで顔を隠して、なるべく防犯カメラのないところを通って駅まで来るように伝えることもあり、これは警察が防犯カメラでリレー式に捜査できることを加害者は知っているということでもあります。また、親が行方不明の届を出すのを少しでも遅れさせるために、親にはすぐ帰ると言うように指示したり、ほかにも駅で待ち合わせするときは駅員のいない無人駅で待ち合わせしようと言ったり、交通系ICカードのデータから割り出されるのを防ぐため、カードは使わず切符でくるようにと言ったりと、こういったことで、加害者側も自分のやっていることが犯罪だと分かった上で女の子たちを呼び寄せていることが多いです。加害者の目的はみだらな性行為であることが非常に多いのですが、先ほどの事例でもありましたように、長期間監禁されたり、殺害されてしまう危険性も高く、見知らぬ人間について行くのは極めて危険な行為です。最近あった事件ですと、積極的な見返りを求めない加害者もいまして、加害者はアパートの管理を行っている中年男性で、こういった家出希望の書き込みを見つけて、少女を呼び寄せて自分の管理するアパートの空き部屋に住ませ、おこづかいをあげたり、その子が学生だった場合は、勉強時間を時間割のように決めて、参考書を買ってきて勉強させたり、その女の子が帰りたいたって出ていきたくなれば出ていかせるという、何人もの女の子を自分が管理するアパートに住ませた者もいました。この男は性行為を行わず、女の子から対価を求めませんでした。ではなぜこんなことをしたのかというと、女の子の面倒を見ているという行為が、自分が必要とされている、女の子が自分の保護の下で安心して過ごしているということで嬉しかったそうです。ただし、加害者は自分の行為が誘拐だということも認識していて、家に来る女の子には偽装工作、証拠隠滅をさせた上で来させており、普通の感覚では分かりづらい気持ちで犯罪を犯す者も中にはいるということです。わいせつな行為をされなかったし、けがもしなかったのですが、心配する家族の気持ちを考えれば絶対に許せることではありません。ただ、加害者たちはそういうことが想像できない、想像できたとしても親の心配よりも自分の気持ちを優先することが多いということです。自己中心的なため、被害者が自分の意に沿わない行動を取ったり、被害者から侮辱されることを言われたら何をするか分からないという危険性が

高いです。繰り返しになりますが、青少年が見知らぬ大人と会うことは極めてリスクが高い行動だということを覚えておいてください。

資料は次の10ページになります。SNSに関係する非行、犯罪への加担についてです。犯罪への加担行為もいろいろありますが、最近特に問題になっている特殊詐欺等への加担と、大麻の乱用について説明いたします。下のグラフは、埼玉県内で特殊詐欺に関係して検挙された少年の人数になります。多くが受け子と呼ばれるお金を被害者の家に取りに行き、その時に捕まってしまうケースが多いです。平成25年から数が増えており、捕まる子どもたちの半数が無職の少年で、高校生は4分の1ぐらいと伺っています。年齢的には17歳から19歳の少年が多いのですが、過去には14歳の少年が検挙されたこともあります。聞いたところだと、犯人からの「御自宅に社員を向かわせますので、その者に現金をお渡しください」という連絡が手口だったのですが、自宅に来たのは大きなスーツに身を包んだ茶髪の子ということで、どう見ても会社員に見えない子だったそうです。もちろんその場で通報され、警察に逮捕されました。自分のお父さんのスーツを持ち出して着ていたということですが、自分が外から見て、不自然なのか考えることもできない幼い子を使い捨てにするという手が非常に腹立たしいと感じました。特殊詐欺が流行り始めたオレオレ詐欺と言われていた頃は、地元の不良仲間の繋がりなどで犯罪に加担するケースが多かったのですが、ここ最近はインターネット上のいわゆる闇バイトといわれるSNSの書き込み等から犯行に加担しているものが少なくありません。スライドを御覧ください。「#闇バイト」で検索すると、札束を横にしているかのように撮っている写真があります。こちらの書き込みを拡大すると、「1日100万からお仕事ございます」、「逮捕者0案件多数」、「闇バイト」、「裏バイト」と書いてあり、「たたき」という文字も見えます。これは強盗の隠語で、押し込み強盗もやりますといった書き込みになります。犯罪を誘発し、仲間を募るような書き込みについては大阪府警から警告の書き込みを入れております。警察は、こういう犯罪を誘発するようなツイートや少女が出会いを求めているような誘拐被害に遭いそうな書き込みなどができると、警告をして対応しているということです。通常感覚では、こんな怪しい書き込みに手を出さずとも思わないでしょうが、精神的に成長しきってない人だったり、本当にお金に困っている人は、つられてしまうかもしれません。安易な気持ちで犯罪に加担する、そして、凶悪事件の犯人になってしまい一生を棒に振るということが発生しています。

続いて、大麻の問題になります。これは埼玉県内で1年に大麻取締法で検挙された少年の推移です。令和元年は前年に比べて急増しています。これは、全国的にも同じような傾向になっていて、ここ1、2年で大麻での少年の検挙が多くなっています。同じ薬物でも、覚せい剤や麻薬といったものは値段や入手の難しさからあまり増加することはないのですが、大麻だけ非常に多くなっています。なぜかという、要因のうち大きいのは、有害ではないという誤った認識が非常に広まっているということ、そして、大麻の入手が増えることで周

困からの誘いが非常に多くなっていることが原因になっているかと思います。こちらのデータは警察庁が平成30年に20歳未満で大麻取締法で検挙された者に対して行った調査です。大麻は危険だと思いますか、有害だと思いますかという質問に対して、危険だと思わないというのが一番左側の青色、あんまり思わないというのが隣のオレンジ色になり、2つ合わせると大麻が危険でないという認識で、74.7%の未成年者が、大麻の使用や所持して検挙されたにもかかわらず、あまり危なくない薬物だと答えています。成人でもかなり大麻で検挙されている人がいますが、成人の検挙者を合わせた調査でも、76%ぐらいが大麻はあまり危なくないという認識を持っているようです。危険性の認識が薄くなる要因としては、インターネットからの情報により、大麻はほかの薬物よりも安全で害がない、依存にならないからいつでも辞められる、海外では合法化されているから安心だ、といった間違っただ情報が結構流れていて、それを鵜呑みにしてしまっています。

12ページを御覧ください。大麻を使用したきっかけについて、20歳未満の子どもたちは、86.1%が誘われてやったと回答しています。著名人の逮捕が相次いでいますが、どうして大麻が有害なのか、どういった影響が自分や周囲に及ぼすことになるのか、逮捕されるからやらないのではなく、どういった危険性があるのかを幼少期から教育していくことが重要になっていくと思っています。

ここまでお話してきましたが、様々なケースにインターネット、特にスマートフォンの問題が関わってきます。子どもたちには、インターネットの危険性と正しい使い方を伝えなくてはならないと思います。中でも、一番重要なのは家庭でのルール作りです。次に、正しいフィルタリングの設定、この2つをいかに進めていくかというのが大事になってきます。

資料の13ページを御覧ください。県内教育委員会の調査ですが、家庭でスマートフォンのルールを決めている割合、小学校6年生で74.6%、中学校2年生で67.6%、高校2年生で25%ということで、徐々にルールは決められなくなってしまうことが伺えます。どんなルールを決めたらよいか分からないという保護者の方もかなり多いと思います。そういった方のために県や教育委員会が様々な対応をしています。

14ページを御覧ください。これは埼玉県で行っている主な対策です。県では子供安全見守り講座を実施していて、学校などにインターネットの被害防止の講演をするネットアドバイザーを派遣し、主に保護者に対してインターネットの危険性や保護者の役割、こんなルール作りをするとよいといった指導をしています。2番目として、埼玉県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査で、県の職員が県内の携帯電話販売店、約600店ありますが、こちらを全店舗まわり、販売店が青少年に携帯を販売するにあたり責務を守っているかを調査します。具体的には、契約する時にフィルタリングの設定をしてあげるだとか、危険性やフィルタリングについて書いてある書面を保護者に配布するといった被害防止に関する法令を守っているかの調査になります。主に、大手の携帯電

話会社は徹底されてきているところです。3番目としては、各種の活動月間を通じたキャンペーン、啓発活動を通じて被害防止の対策を図っています。その他として、県警でもインターネットセキュリティ教室の開催や、SNSによる注意喚起、県の教育委員会ではネットパトロールの実施や学校におけるモデル校、一部の学校でネット利用のルール作りなどを進めています。携帯電話事業者やNPO法人による啓発講座・研修会も開かれています。そういったところで子どもたちだけではなく、保護者への啓発を進めていく必要があると考えています。

本日の説明は以上になります。SNSの問題に限らず、青少年の健全育成に最も重要なのは家庭の教育だと思っています。だからといって、保護者だけが頑張ればよいというわけではなく、地域や学校、行政機関などがそれぞれの立場で子どもたちにできること、保護者の支援をしていくことがとても重要ではないかと思います。本日は、青少年問題協議会ということで様々な立場の方にお越しいただいています。今後ともそれぞれの方のできる範囲で青少年健全育成のためにお力添えいただければ、子どもたちのよりよい未来が開けると思います。以上になります。

【富岡議長】

ただいま、議題（1）について説明がありましたが、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

【山口委員】

想像以上に大変深刻な状況であるということ、今のお話を聞きまして感じました。お聞きしたいのは、SNSを使つての犯罪というのが個人レベルでの犯罪として、出会いのきっかけから犯罪に繋がっていくような要素と、もう一つは反社会組織というものとの繋がりとの懸念があるのですが、どのように分析されていますか。

【唐仁原主幹】

犯罪として検挙、逮捕、そして立件する段階になると、捕まえた犯人がどういった背景で犯しているのか、組織的なものなのか、個人でやっているのか、検挙できる事例は難しいところがあり、中には仰ったような反社会的な勢力の組織的な面もあるかもしれませんが、それが増えているかどうかというと、統計的なものはありませんので分かりかねる部分があります。ただ実際に、新聞報道などでは捕まった者が暴力団組員であったり、先ほどの闇バイトで募集して全く知らない人たちが出会って犯罪を犯している中に反社会的勢力がいた、といった事例もありますので、少なからず関係性があるとは思いますが、全くの個人が思いつきで仲間を募って犯罪を行ったというケースも実際にありましたので、境目があいまいになってきているということとは言えるのではないかと思います。

【富岡議長】

ほかに、御質問はございますか。

【富岡議長】

御質問がないようですので、議題（１）の青少年健全育成とSNS被害については、以上で審議を終わらせていただきます。

続きまして、（２）朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向について、御説明をお願いします。

【宮川課長】

朝霞警察署の生活安全課長の宮川と申します。最初に、朝霞警察の各行政に渡って、本日お集まりの皆さまには御協力を頂きまして、この場を借りてお礼申し上げます。

それでは、資料５と資料６を使ってお話いたします。資料５が朝霞市の刑法犯犯罪少年の推移になります。資料６は、県警のホームページ、警察のあゆみ、非行少年白書から抜粋したものを用いています。

それでは最初に資料６、犯罪情勢と治安回復に向けた警察の取組を御覧ください。これは昭和６１年から令和元年までの埼玉県３５年間の刑法犯の認知件数の推移が書かれています。これを見ると、平成１６年がピークで、約１８万件犯罪の発生があったという状況です。その後、犯罪の発生は減少しています。こちらのグラフにはありませんが、令和２年も前年と比べ減少していて、１６年連続で減少しています。私の方で資料に手書きいたしました、令和２年は４４、４８８件、刑法犯が認知されたということで、前年と比べると１万件以上の減少になります。ちなみに、県内では３９署の警察署があり、令和２年中は朝霞警察署管内では、１、２８９件の被害があったのですが、前年からはマイナス５７７件、約３１％犯罪の認知件数が減少している状況で、これは３９署中で一番減少した警察署になっています。平成１６年のピーク時に比べると、４分の１まで犯罪の認知件数が減少しています。資料の下部に埼玉県の地図がありますが、これについては犯罪率、刑法犯の認知件数を人口で割ったものに１、０００をかけたもので、各市町村の人口が１、０００人だった場合、犯罪がどのくらいあったのかが分かります。これを見ると、犯罪の多いところがどこかが分かります。平成１６年当時は、ほとんどの市町村に色がついています。１、０００人中２５人、２５件以上被害があったのが３４市町村あり、１０件未満は５市町村しかなかったのですが、令和元年では、１０件未満の市町村が６９と、犯罪の発生が非常に減少している状況です。犯罪率を見ると、朝霞警察署管内は非常に犯罪率が低く、犯罪がない街ということで、小鹿野、秩父、小川署に続いて朝霞警察署管内はベスト４位という状況でした。逆に高いのは、大宮や川口となります。

次のページには、少年非行情勢、少年が悪いことをして捕まったのかが記さ

れています。刑法犯少年というのは、刑法犯として検挙された少年のことをいいますが、こちらも長いスパンでのグラフになっています。昭和25年、戦争が終わったのが昭和20年ですから、それ以降の状況が記されていて、上の濃い色のグラフが全国、下の薄いグラフが埼玉県の数字になります。数のピークが4回あります。1つ目のピークが昭和26年、この年は紅白歌合戦の第1回が始まった年でもあります。第2のピークは昭和39年、東京オリンピックの年で、また1つのピークを迎えています。次の第3のピークが最も多いのですが、昭和58年で、26万人も検挙されていて、埼玉県では1万4,300人が検挙されています。昭和58年というのは、ディズニーランドの開園や、NHKでおしんが放映された年です。この年あたりが暴走族のピークで、私もこのぐらいの時に暴走族の取り締まりをしました。4番目は平成10年、長野オリンピックの年です。ここが若干のピークになっていて、この頃はカラーギャング、暴走族からギャング的なものに不良の若者たちが変わっていった年でもあります。このように、検挙された者もその後減少しています。令和2年も減少傾向にあり、ピーク時の10分の1ぐらいに減少しています。

次のページは、埼玉県の少年の特殊詐欺の検挙された状況が載っています。唐仁原主幹からもお話がありましたが、いわゆる振り込め詐欺で、検挙したら少年だったというものです。令和2年に振り込め詐欺で被害に遭ったのは県内は1,026件ありまして、約23億円の被害に遭っています。当署管内もずいぶん減少したのですが、去年は38件でした。ただし、被害額は9,800万円、約1億円の被害にあっています。被害者のほとんどが高齢者で、最低でも100万円は取られています。この振り込め詐欺の受け子が、どうも少年が多いという状況です。この棒グラフなどは唐仁原主幹の方で話がありましたので割愛しますが、遊び感覚、インターネットで募られた、あるいは友達から紹介された、遊費欲しさに簡単な気持ちで犯罪に手を染めていて、検挙してみたら4人に1人が少年だったという状況があります。これを抑えるには、少年の犯罪が減ってきているのですが、逆にこの振り込め詐欺の受け子が増えているということで、犯罪に加担させないようにと、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っています。

次のページは、不良行為少年の推移です。不良行為少年というのは非行少年のように犯罪を犯したり、法に触れる行為をしたのではなく、タバコを吸った、お酒を飲んだ、深夜徘徊等で補導された少年のことをいいます。こちらも減少しています。昨年も減少という状況です。資料5に当署管内の数字も載っていますが、345人ととても減少しています。犯罪の入り口となっているタバコ、酒、深夜徘徊というものは、減少傾向にあり、全国的にも、県でも、当署管内でも減少している状況です。補導される中で一番多いのは、深夜徘徊です。下の表を御覧ください。深夜徘徊の深夜というのは、23時から4時までの間になり、22時から0時の中で補導されているものが一番多いです。円グラフを見ると高校生が一番多く、その次が中学生になります。男女別にみますと、男子が多いですが、女子も結構補導されています。

次のページを御覧ください。少年の福祉を害する犯罪です。こちらも10年スパンでグラフがありますが、減少しているとは言えません。逆に、追記していますが、令和2年は393件と増えています。福祉犯というのは、少年の福祉と保護を目的とした法律違反をした者を検挙したのになります。唐仁原主幹のお話にもありましたが、円グラフ内にも罪名が書いてあります。一番多いのが児童買春・児童ポルノ禁止法で、青少年健全育成条例違反、深夜の連れまわしやみだらな性行為で検挙されているものです。そのほかは未成年者の喫煙禁止法、飲酒禁止法で、未成年者にお酒やたばこを提供しているお店、あるいは親でもお酒やたばこの提供、黙認しているのは当署でも検挙しています。上の円グラフを見ますと、福祉犯の被害に遭っているのは高校生が一番多く、その次に中学生という状況です。中には小学生や未就学の子も被害に遭っています。これらは性犯罪的な被害が多く、児童ポルノ事案、みだらな性行為、青少年健全育成条例違反で検挙されています。被害者は圧倒的に女子が多いです。今問題になっているのがSNSに起因する犯罪被害、あるいは加害者になっているというのが非常に多く、朝霞管内でもSNSを使って少年6人を逮捕しています。これは、ネットを使って女の子になりすまして、付き合おうとかおいしい話をして、成人男性をおびき寄せ、「俺の女に何をするんだ」ということで暴行し、強盗致傷で逮捕した事案も発生しています。あるいは、福祉犯の中で買春事案、あるいは児童ポルノ事案で検挙されていて、ネットも低年齢化しており、小学生がゲームのサイトからいろいろな人とコミュニケーションを取っていくうちに会って、被害に遭っているということもあります。いろいろな形で啓発活動をし、被害に遭わないように、お父さんお母さんには携帯のフィルタリングにしっかり関心を持ってくださいということで、啓発活動をしているところです。説明は、以上です。

【富岡議長】

ただいまの説明について、何か御質問等ございますか。

【山口委員】

ありがとうございました。資料5の中で、全体の犯罪が減ってきているのに虐待のところが増えていますね。この数字、通報は誰がしていますか。

【宮川課長】

虐待というと、子どもが被害者になりますが、大人の夫婦喧嘩で、被害を受けた方が110番通報し警察官が現場に行くと、その場に子どもがいて、夫婦喧嘩を子どもが見ている前ですると心理的虐待で認知される場合もありますし、隣近所から叫び声が聞こえるというケースもあります。今、世の中非常に児童虐待に対して関心を持っていますので、子どもの泣き声が聞こえるといったことで通報があることもあります。

【富岡議長】

ほかに御質問等がありますか。

御質問がないようですので、議題（２）朝霞市警察署管内の青少年犯罪の動向について、審議を終わらせていただきます。

それでは、ほかに何か委員の皆さんからの御質問等ありましたら、お願いいたします。

ほかに御質問がないようですので、以上で審議を終わらせていただきます。事務局から何かありますか。

【榎本専門員】

本会議の会議録につきましては、事務局で作成し公開とさせていただきます。以上でございます。

【富岡議長】

熱心に御協議をいただき、また、貴重な御意見をありがとうございました。今後とも皆様の御意見を参考にしながら青少年の健全育成行政を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で議長の職を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

【田中課長】

富岡市長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和２年度朝霞市青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、講師の唐仁原様、宮川様、本日は誠にありがとうございました。